

問 1

CFP®認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の「CFP®認定者の行動規範」の抜粋である。文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

1. CFP®認定者は、いかなる場合も(ア)を最優先させなければならない。  
(中略)

1 1. CFP®認定者は、自らが専門性を持つ分野においてのみ顧客に(イ)を提供することができる。自らが専門性を持たない分野においては、資格を有する他の専門家の意見を求め、又は顧客にこれらの専門家に照会するよう(イ)しなければならない。  
(中略)

1 5. CFP®認定者は、(ウ)のみを作成し、それらを実行援助しなければならない。

- |              |        |                |
|--------------|--------|----------------|
| 1. (ア) 顧客の利益 | (イ) 助言 | (ウ) 顧客に適合する提案  |
| 2. (ア) 顧客の利益 | (イ) 支援 | (ウ) 自らが支援可能な提案 |
| 3. (ア) 公共の利益 | (イ) 助言 | (ウ) 自らが支援可能な提案 |
| 4. (ア) 公共の利益 | (イ) 支援 | (ウ) 顧客に適合する提案  |

(問題 2)

(設問B) CFP®認定者は、著作権について正しく理解しておく必要がある。著作権法に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 作者の権利は、人格的利益を保護する作者人格権と、財産権としての著作権に分類される。
- (イ) 実名の著作物の著作権は、作者の死後80年を経過するまでの間存続する。
- (ウ) 他人の著作物を、自分の家族や特定の親しい友人数人にコピーして渡すことは、私的使用目的に当たらない。
- (エ) 官公庁が一般に周知するため作成・公表した広報資料や統計データは、転載を禁止する旨の表示がない限り、説明の材料として雑誌に転載することができる。

1. (ア) および(イ)は適切であるが、(ウ) および(エ)は不適切。
2. (ア) および(エ)は適切であるが、(イ) および(ウ)は不適切。
3. (イ) および(ウ)は適切であるが、(ア) および(エ)は不適切。
4. (ウ) および(エ)は適切であるが、(ア) および(イ)は不適切。

**(問題3)**

(設問C)「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 個人情報取扱事業者には、国や地方公共団体も含まれる。
2. 取り扱う個人情報の数が5,000以下の事業者は、規制の対象とならない。
3. 顔、指紋、掌紋等、身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号で特定の個人を識別できるものは、生存する個人に関するものであれば個人情報に該当する。
4. 合併による事業の承継に伴って個人データの提供を受けようとする新設会社は、その取得に当たり、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

## 問2

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題4)

(設問A) 都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務は市町村の社会福祉協議会等で実施）の日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生活保護受給世帯における本事業の利用料は、その他の世帯に係る利用料の2分の1である。
2. 本事業の利用者が福祉施設に入所した場合や病院に入院したときは、本事業を利用することができなくなる。
3. 本事業では、年金証書や預貯金通帳、実印、銀行印などを保管するサービスがあるが、宝石、貴金属は保管の対象とならない。
4. 成年後見制度の被保佐人や被補助人は、本事業に係る契約内容を理解できる人であっても本事業を利用することができない。

## (問題5)

(設問B) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づく年金生活者支援給付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているものとする。

1. 年金生活者支援給付金は、日本国内に住所を有しない人に対しても支給される。
2. 障害年金生活者支援給付金および遺族年金生活者支援給付金は、本人およびその人と同一世帯の全員が市町村民税非課税であることが支給要件である。
3. 老齢年金生活者支援給付金は、所得税の計算上、雑所得として課税対象となる。
4. 老齢年金生活者支援給付金は、老齢基礎年金を繰り上げて受給している65歳未満の人には支給されない。



問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

倉田 信夫さん（本人・会社員）：現在350万円

倉田 紀子さん（妻・パート）：現在120万円

就業時間を増やし、2026年から200万円（現在価値）

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間300万円（現在価値）

○住宅関連費（賃貸マンション）

家賃（管理費等込み）：年間120万円

○教育費

長女および長男はともに、小学校および中学校は公立、高校は私立への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	小学校	中学校		高校	
	公立	公立	私立	公立	私立
年間教育費	30万円	50万円	110万円	40万円	90万円
入学一時金	—	10万円	40万円	15万円	35万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は、保育料である。

○生命保険料 年間34万円

○自動車関連費（すべて現在価値）

維持費：毎年20万円

買替え：2025年に200万円

車検費用：2021年、2023年、2028年、2030年、2032年、2034年に車検を行う。費用は、1回当たり10万円

○その他支出 毎年10万円（現在価値）

○一時的支出

家族旅行：2027年と2031年にそれぞれ30万円（現在価値）

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

## &lt;現状のキャッシュフロー表&gt;

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
家族・年齢	倉田 信夫	本人	33	34	35	36	37	38	39	40
		紀子	妻	31	32	33	34	35	37	38
		京子	長女	3	4	5	6	7	8	9
		将司	長男	1	2	3	4	5	6	7
ライフイベント							長女 小学校 入学	自動車 買替え	長男 小学校 入学	家族旅行
変動率										
収入	給与収入(本人)	1.5%	350	355	361	366	371	377	383	388
	給与収入(妻)	1.0%	120	121	122					
	収入合計	-	470	476	483				(ア)	
支出	基本生活費	1.0%	300	303	306	309	312	315	318	322
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長女)	1.0%	25	25	26	26	31	32	32	32
	教育費(長男)	1.0%	25	25	26	26	26	26	32	32
	生命保険料	0.0%	34	34	34	34	34	34	34	34
	自動車関連費	1.0%	20	30						
	その他支出	1.0%	10	10	10	10	10	11	11	11
	一時的支出	1.0%	0	0						
支出合計	-	534	547							
年間収支	-	▲64	▲71							
預貯金等残高	1.0%	600	535							

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
家族・年齢	倉田 信夫	本人	41	42	43	44	45	46	47	48
		紀子	妻	39	40	41	42	43	44	45
		京子	長女	11	12	13	14	15	16	17
		将司	長男	9	10	11	12	13	14	15
ライフイベント					長女 中学入学	家族旅行	長男 中学入学	長女 高校入学		長男 高校入学
変動率										
収入	給与収入(本人)	1.5%	394	400	406	412	418	425	431	438
	給与収入(妻)	1.0%								
	収入合計	-								
支出	基本生活費	1.0%	325	328	331	335	338	341	345	348
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長女)	1.0%	32							
	教育費(長男)	1.0%	32							
	生命保険料	0.0%	34	34	34	34	34	34	34	34
	自動車関連費	1.0%						23	34	23
	その他支出	1.0%	11	11	11	11	11	11	11	12
	一時的支出	1.0%								
支出合計	-				(イ)					
年間収支	-									
預貯金等残高	1.0%	157								

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

## (問題6)

(設問A) 倉田さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 595 (イ) 611
2. (ア) 595 (イ) 644
3. (ア) 510 (イ) 611
4. (ア) 510 (イ) 644

## (問題7)

(設問B) 紀子さんは、収入を増やすため働き方の見直しを考えており、CFP<sup>®</sup>認定者に以下の〈見直しの内容〉を反映させたキャッシュフロー表を作成してもらうことにした。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

紀子さんの給与収入(手取り): 2026年以降、年間280万円(現在価値)とする。  
その他支出: 2023年以降、年間15万円(現在価値)とする。

1. 758
2. 768
3. 774
4. 808

## ＜見直し後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦(年)		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
家族・年齢	倉田 信夫	本人	33	34	35	36	37	38	39	40
		紀子	妻	31	32	33	34	35	37	38
		京子	長女	3	4	5	6	7	8	9
		将司	長男	1	2	3	4	5	6	7
ライフイベント							長女 小学校 入学	自動車 買替え	長男 小学校 入学	家族旅行
		変動率								
収入	給与収入(本人)	1.5%	350	355	361	366	371	377	383	388
	給与収入(妻)	1.0%	120	121	122					
	収入合計	—	470	476	483					
支出	基本生活費	1.0%	300	303	306	309	312	315	318	322
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長女)	1.0%	25	25	26	26	31	32	32	32
	教育費(長男)	1.0%	25	25	26	26	26	26	32	32
	生命保険料	0.0%	34	34	34	34	34	34	34	34
	自動車関連費	1.0%	20	30						
	その他支出	1.0%	10	10	10					
	一時的支出	1.0%	0	0						
支出合計		—	534	547						
年間収支		—	▲64	▲71						
預貯金等残高		1.0%	600	535						

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦(年)		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
家族・年齢	倉田 信夫	本人	41	42	43	44	45	46	47	48
		紀子	妻	39	40	41	42	43	44	46
		京子	長女	11	12	13	14	15	17	18
		将司	長男	9	10	11	12	13	15	16
ライフイベント				長女 中学入学	家族旅行	長男 中学入学	長女 高校入学		長男 高校入学	
		変動率								
収入	給与収入(本人)	1.5%	394	400	406	412	418	425	431	438
	給与収入(妻)	1.0%								
	収入合計	—								
支出	基本生活費	1.0%	325	328	331	335	338	341	345	348
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長女)	1.0%	32							
	教育費(長男)	1.0%	32							
	生命保険料	0.0%	34	34	34	34	34	34	34	34
	自動車関連費	1.0%						23	34	23
	その他支出	1.0%								
	一時的支出	1.0%								
支出合計		—								
年間収支		—								
預貯金等残高		1.0%	386	510	596	676	750	(ウ)		

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。



## (問題8)

(設問C) 会社員の宇野さんは、2034年3月末に定年退職をする予定である。宇野さんは退職後の生活資金を準備するため、2022年4月1日から資金運用を開始する。定年退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自動車の購入に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2022年4月1日からの7年間において毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

## 〈条件〉

- ・ 用意した貯蓄400万円(2022年3月末時点)を、2022年4月1日から2034年3月末までの12年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2022年4月1日からの7年間は、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.0%で複利運用し、積み立てた金額を2029年4月1日からの5年間は、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2029年4月1日からの5年間は、毎年3月末に30万円を積み立てながら、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2034年3月末に退職一時金1,300万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職時から30年間、蓄えた資金と受け取った退職一時金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に84万円ずつ取り崩す。
- ・ 退職時から4年間、年利1.0%で複利運用し、2038年3月末に自動車購入資金として270万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
5年	1.051	1.077	1.104
7年	1.072	1.110	1.149
12年	1.127	1.196	1.268
30年	1.348	1.563	1.811

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
5年	0.951	0.928	0.906
7年	0.933	0.901	0.871
12年	0.887	0.836	0.788
30年	0.742	0.640	0.552

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
5年	5.101	5.152	5.204
7年	7.214	7.323	7.434
12年	12.683	13.041	13.412
30年	34.785	37.539	40.568

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
5年	4.853	4.783	4.713
7年	6.728	6.598	6.472
12年	11.255	10.908	10.575
30年	25.808	24.016	22.396

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
5年	0.206	0.209	0.212
7年	0.149	0.152	0.155
12年	0.089	0.092	0.095
30年	0.039	0.042	0.045

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
5年	0.196	0.194	0.192
7年	0.139	0.137	0.135
12年	0.079	0.077	0.075
30年	0.029	0.027	0.025

1. 63万円
2. 64万円
3. 67万円
4. 69万円

## 問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題9)

(設問A) 三上さん(会社員・年収550万円)は、住宅購入を計画しており、CFP<sup>®</sup>認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税については考慮しないものとする。

## &lt;条件&gt;

- ・ 用意した住宅購入資金500万円と母から贈与された150万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.50%(全期間固定)、返済期間25年(返済回数300回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,999円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の8%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 2,580万円
2. 2,720万円
3. 2,800万円
4. 2,940万円

## (問題10)

(設問B) 大垣さんは、以下の<住宅ローン>について返済額軽減型の繰上げ返済を検討中である。借入れから5年経過した時点(返済回数60回終了後)で、500万円の繰上げ返済を行った場合、削減される年間の返済額(元利合計)として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済のための手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

## &lt;住宅ローン&gt;

借入額：2,200万円

借入金利：年1.20% (全期間固定)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)

返済期間：20年(返済回数240回)

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

## [終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.20%
5年	1.06180
15年	1.19711
20年	1.27110

## [現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.20%
5年	0.94179
15年	0.83535
20年	0.78672

## [年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.20%
5年	61.80471
15年	197.10969
20年	271.09671

## [年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.20%
5年	58.20723
15年	164.65466
20年	213.27780

## [資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	1.20%
5年	0.01718
15年	0.00607
20年	0.00469

## [減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	1.20%
5年	0.01618
15年	0.00507
20年	0.00369

1. 12万円
2. 36万円
3. 46万円
4. 56万円

## (問題 1 1)

(設問C) <資料>の4人のうち、住宅ローンの「フラット35」の利用条件を満たす人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、いずれも<資料>に記載されている以外の条件はすべて満たしているものとし、借換え融資および親子リレー返済ではないものとする。

## &lt;資料&gt;

	申込時の年齢	国籍等	住宅の概要	本人の持分
Aさん	41歳	ドイツ国籍 ※日本の永住許可を受けている	床面積65m <sup>2</sup> (壁芯面積)の新築分譲マンション	10分の10
Bさん	51歳	日本国籍	床面積170m <sup>2</sup> の店舗付き新築一戸建て住宅(住宅部分の床面積は90m <sup>2</sup> )	10分の10
Cさん	37歳	日本国籍	床面積120m <sup>2</sup> の一戸建て住宅	10分の1 ※配偶者の親との共有
Dさん	72歳	日本国籍	床面積49m <sup>2</sup> (壁芯面積)の新築分譲マンション	10分の10

1. AさんとBさんとCさん
2. AさんとBさんとDさん
3. AさんとDさん
4. BさんとCさん

## (問題 1 2)

(設問D) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 申込人になることができるのは、原則として、学生・生徒の保護者のほか、学生・生徒の6親等内の血族や配偶者、3親等内の姻族である。
2. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの返済とすることもできるが、この場合の元金据置期間は返済期間に含まれる。
3. 融資の対象となる資金用途としては、学校納付金のほかパソコン購入費や通学費用があるが、学生の国民年金保険料は対象外である。
4. 教育資金融資保証基金の保証を受ける場合、保証金額(借入金額)と返済期間および元金据置期間に応じた保証料が融資金から差し引かれる。

## (問題 13)

(設問E) 日本学生支援機構の貸与型奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸与型奨学金には、第一種奨学金、第二種奨学金および入学時の一時金として貸与される入学時特別増額貸与奨学金がある。
2. 貸与型奨学金の返還方式において、所得連動返還方式を利用することができるのは第二種奨学金採用者であり、第一種奨学金採用者は利用することができない。
3. 減額返還制度を利用することにより、毎月の返還金額を2分の1または3分の1に減額することができるが、返還総額が減額されるわけではない。
4. 返還期限猶予制度（一般猶予）の適用期間は、原則として通算10年（120ヵ月）が限度である。

## 問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題14)

(設問A) 労働基準法に基づく年次有給休暇および育児・介護休業法に基づく子の看護休暇、介護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 使用者が年次有給休暇を時間単位で与えるには、対象労働者の範囲など一定の事項を規定した労使協定を締結しなければならない。
2. 時間単位で取得することができる年次有給休暇の上限は、年10日である。
3. 年次有給休暇の日数のうち年5日について使用者がその時季を定めることにより取得させる場合、その年次有給休暇を時間単位で与えることはできない。
4. 子の看護休暇および介護休暇は、労使協定で対象外とされた人を除き、時間単位で取得することができる。

## (問題 15)

(設問B) 明石さん(38歳)は、2021年5月末日に16年間継続勤務していたTK株式会社を自己都合により退職した。以下の<資料>に基づいて計算した明石さんに支給される雇用保険法の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、明石さんはこれまで基本手当の給付を受けたことはない。また、解答に当たっては円未満を切り捨てること。

## &lt;資料&gt;

[明石さんの2020年11月から2021年5月までの給与等の状況] (単位:円)

月別実出勤日数	基本給	時間外手当	通勤手当	賞与 (年1回)
11月分 18日	267,000	20,000	12,000	—
12月分 19日	267,000	23,000	12,000	450,000
1月分 17日	267,000	18,000	12,000	—
2月分 10日	95,000	—	—	—
3月分 23日	267,000	23,000	12,000	—
4月分 20日	267,000	22,000	12,000	—
5月分 18日	267,000	20,000	12,000	—
合計 125日	1,697,000	126,000	72,000	450,000

※明石さんは2021年2月にボランティア休暇を取得している。社内規程によりボランティア休暇取得中の賃金は発生せず、2月分の給与は基本給を実出勤日数で日割り計算したものに基づく。

※その他支給額:退職金(5月末日)1,080,000円

※賃金締切日は月の末日、賃金支払日は当月末日であるものとする。

※便宜上、実出勤日数と賃金支払基礎日数は同じであるものとする。

[基本手当の日額の計算式(離職時の年齢が30歳以上45歳未満)]

賃金日額(W)	基本手当の日額
2,574円以上 5,030円未満	0.8W
5,030円以上 12,390円以下	$0.8W - 0.3 \{(W - 5,030) / 7,360\} W$
12,390円超 15,210円以下	0.5W
15,210円(上限額)超	7,605円(上限額)

1. 5,974円
2. 6,162円
3. 7,200円
4. 7,605円



## (問題 16)

(設問C) 雇用保険法の特定理由離職者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特定理由離職者は、公共職業安定所において求職の申込みを行った後、待期期間および給付制限期間が経過しなければ基本手当は支給されない。
2. 特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上あれば、受給資格を得ることができる。
3. 自己都合であっても、事業所が遠隔地に移転し通勤が困難となったことにより離職した人は、特定理由離職者に該当する。
4. 労働契約の期間満了により2021年3月31日に離職し、特定理由離職者となった場合の基本手当の所定給付日数は、当該特定理由離職者の被保険者であった期間および離職時の年齢により区分されている。

## (問題 17)

(設問D) ZG株式会社に入社して3年目の東根さん(24歳)は、2021年9月に退職し、その半年後から雇用保険法の特定一般教育訓練給付金の支給対象となる講座の受講を検討している。雇用保険法の特定一般教育訓練給付金についてCFP<sup>®</sup>認定者が東根さんに行った以下の説明の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、東根さんは入社以来継続して雇用保険の一般被保険者であり、これまでに教育訓練給付金を受けたことはない。

「特定一般教育訓練給付金を受給するためには、同一の事業主の適用事業に継続して雇用保険の被保険者として(ア)以上雇用されていたことが必要ですが、初めて教育訓練給付金を受ける場合は1年以上とされます。なお、訓練前キャリアコンサルティングを受け、受講開始日の(イ)前までに、受給資格確認票にジョブ・カード等を添付して管轄の公共職業安定所長に提出しなければなりません。また、退職後に特定一般教育訓練給付金を受給するには、離職日の翌日から対象講座の受講開始日までが1年以内であることが必要です。特定一般教育訓練給付金の支給額は、教育訓練の受講のために支払った費用の(ウ)に相当する額とされ、その額が4千円を超える場合に、(エ)を上限として支給されます。」

1. (ア) 5年 (イ) 1ヵ月 (ウ) 20% (エ) 10万円
2. (ア) 3年 (イ) 1ヵ月 (ウ) 40% (エ) 20万円
3. (ア) 3年 (イ) 2ヵ月 (ウ) 20% (エ) 10万円
4. (ア) 5年 (イ) 2ヵ月 (ウ) 40% (エ) 20万円

## (問題 18)

(設問E) GX株式会社に勤務する大下さんは、2021年10月末日に60歳の定年を迎えた後も会社の継続雇用制度を利用して65歳まで働き続けたいと考えている。以下の<資料>に基づいて計算した大下さんの雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金の支給額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続基本給付金の支給要件を満たしているものとする。また、賃金低下率は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入、支給額は円未満を切り捨てるものとする。

## &lt;資料&gt;

## [大下さんのデータ]

- ・ 60歳到達時の賃金月額：540,000円
- ・ 支給対象月に支払われた賃金額：295,000円

## [高年齢雇用継続基本給付金の支給額の計算式]

- ・ 賃金低下率(※)が61%未満の場合  
支給額 = 支給対象月に支払われた賃金額 × 15%
- ・ 賃金低下率(※)が61%以上75%未満の場合

$$\text{支給額} = -\frac{183}{280} \times \text{支給対象月に支払われた賃金額} + \frac{137.25}{280} \times 60\text{歳到達時の賃金月額}$$

$$(\text{※}) \text{賃金低下率}(\%) = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{60\text{歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

## [高年齢雇用継続基本給付金の限度額等]

賃金月額の上限度額	479,100円
支給限度額	365,114円
最低限度額	2,059円

1. 2,059円
2. 42,040円
3. 44,250円
4. 71,892円

## (問題 19)

(設問F) 雇用保険法における65歳以上の高齢者の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 65歳以上の高齢者が被保険者とされるのは、同一の事業主の適用事業に、65歳に達した日の前日から引き続いて、65歳に達した日以後においても雇用されている場合に限られる。
2. 高年齢被保険者は、雇用保険料の徴収が免除されており、被保険者、事業主ともに保険料を負担する必要がない。
3. 雇用保険の一般被保険者として65歳に達する前に離職した人が、65歳に達してから公共職業安定所で求職の申込みを行い、失業の認定を受けた場合には、一定の受給要件を満たすことにより、基本手当が支給される。
4. 高年齢受給資格者に支給される高年齢求職者給付金には、待期間や給付制限期間が設けられておらず、求職の申込み後、即日失業の認定を受け、受給することができる。

## (問題 20)

(設問G) 育児・介護休業法に基づく男性の育児休業に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 男性の育児休業は、配偶者の(ア)取得することができる。
- ・ 男性は、原則として、子の出生後(イ)に育児休業を開始し、かつ終了している場合、再度、育児休業を取得することができる。
- ・ 両親がともに育児休業を取得する場合に、「両親ともに育児休業をする場合の特例(パパ・ママ育休プラス)」の適用を受けるときは、育児休業の対象となる子の年齢が1歳に達するまでから(ウ)に達するまで休業できる期間が延長される。

1. (ア) 出産予定日または出産日から (イ) 8週間以内 (ウ) 1歳2ヵ月
2. (ア) 出産予定日または出産日から (イ) 3ヵ月以内 (ウ) 2歳
3. (ア) 産後休業が終了してから (イ) 8週間以内 (ウ) 2歳
4. (ア) 産後休業が終了してから (イ) 3ヵ月以内 (ウ) 1歳2ヵ月

## (問題 2 1)

(設問H) 育児・介護休業法に基づく介護休業に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 介護休業は、要介護状態にある対象家族の介護のために、対象家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割取得することができる。
2. 要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
3. 介護休業の対象家族は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母および子（これらの者に準ずるものとして、祖父母、兄弟姉妹および孫を含む）、配偶者の父母である。
4. 介護休業中の人について、その介護休業の終了予定日の前に産前産後休業期間が始まった場合、介護休業終了予定日までは介護休業期間とされる。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題22)

(設問A) 落合正一さんは、妻の由美さんと2人でMS市に居住している。以下の<資料>に基づく、正一さんが支払う2021年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、円未満の端数は切り捨てること。

<資料>

[落合家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
落合 正一	本人(世帯主)	68歳	前年の公的年金(老齢年金)の収入金額253万円
落合 由美	妻	63歳	専業主婦(所得なし)

※世帯は2人のみであり、上記以外の収入はない。

[MS市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除43万円

項目	所得割の率	均等割 (1人当たり)	平等割 (1世帯当たり)
医療分	9.46%	17,750円	32,020円
後期高齢者支援金等分	3.09%	5,730円	10,330円
介護分	2.53%	5,330円	7,380円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、すべての被保険者について賦課される。介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については、考慮しないものとする。

[公的年金等控除額の速算表(65歳以上)]

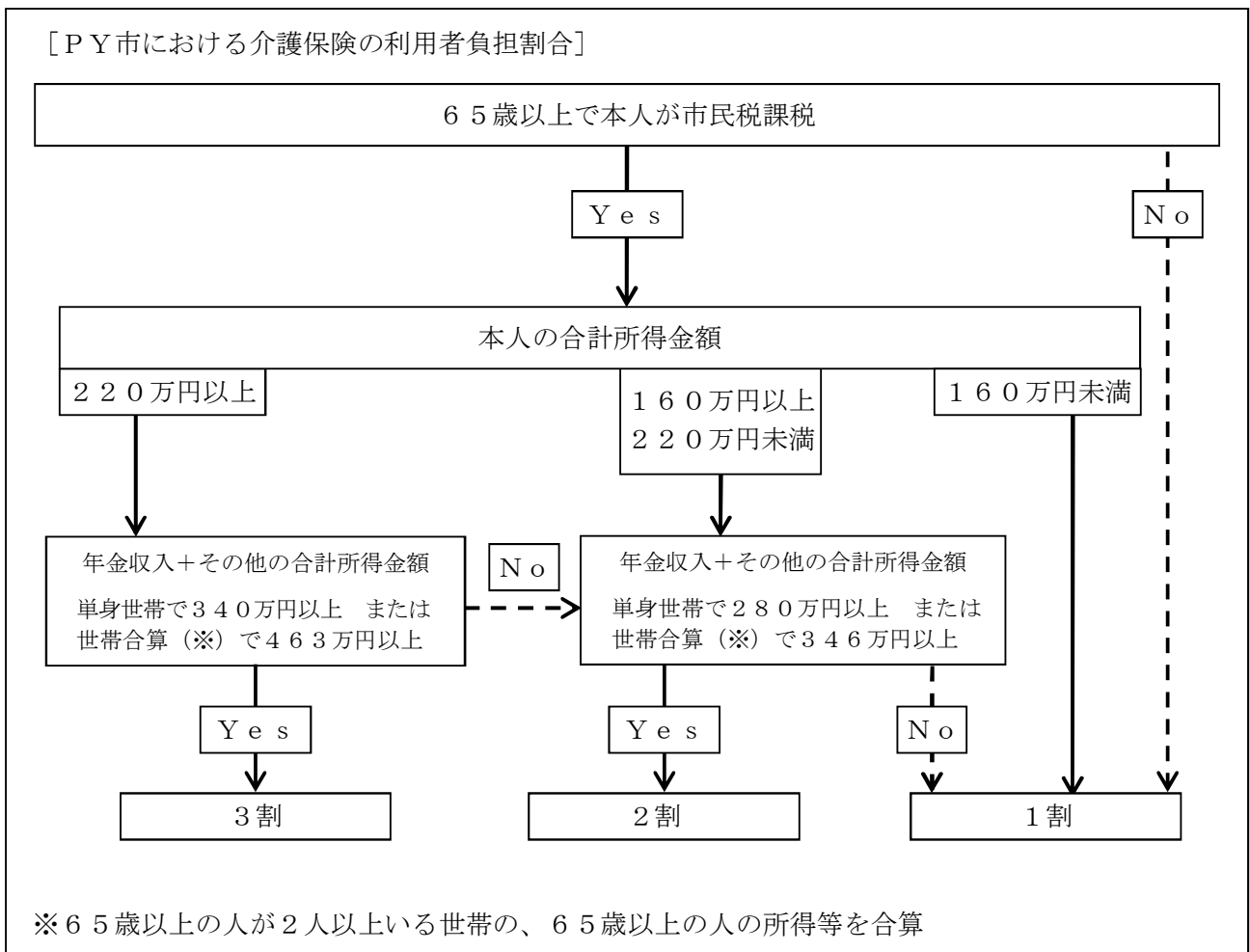
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	
330万円以下	110万円	
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	
1,000万円超	195.5万円	

1. 227,520円
2. 252,820円
3. 258,150円
4. 281,485円

(問題 2 3)

(設問B) 以下の<ケース1>~<ケース3>の人が、2021年4月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとし、合計所得金額は前年の所得によるものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



## ＜公的年金等控除額の速算表（65歳以上）＞

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額	
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	
330万円以下	110万円	
330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	
1,000万円超	195.5万円	

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金)収入	市民税
＜ケース1＞	加藤 洋一	夫	86歳	290万円	課税
	加藤 清子	妻	88歳	110万円	非課税
＜ケース2＞	井上 義彦	夫	94歳	350万円	課税
	井上 花子	妻	90歳	200万円	課税
＜ケース3＞	安西 光男	本人	92歳	300万円	課税

※上記の人はいずれも公的年金以外の収入はない。

※上記の人はすべてP Y市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記の人のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. ＜ケース1＞の加藤洋一さんの利用者負担割合は、1割である。
2. ＜ケース2＞の井上義彦さんの利用者負担割合は、3割である。
3. ＜ケース2＞の井上花子さんの利用者負担割合は、2割である。
4. ＜ケース3＞の安西光男さんの利用者負担割合は、1割である。



(問題 2 4)

(設問 C) KW株式会社に勤務する北村さんの以下の<資料>に基づく定時決定による 2021 年 9 月の健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

<資料>

[北村さんの 2021 年 4 月から 6 月までの給与等の状況]

	基本給	時間外手当	通勤手当	賞与	合計
4 月支給分給与	190,000円	15,000円	15,000円	—	220,000円
5 月支給分給与	200,000円	25,000円	15,000円	—	240,000円
6 月支給分給与	200,000円	20,000円	15,000円	—	235,000円
6 月支給分賞与	—	—	—	200,000円	200,000円

- ・ 北村さんは、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。
- ・ 2021 年 4 月、5 月、6 月支給分の給与について、報酬の支払基礎日数は、いずれの月も 17 日以上であるものとする。
- ・ 6 月と 12 月の年 2 回賞与が支給される。
- ・ 上記に記載のないものの支給はない。

[標準報酬月額等級表]

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
17	14	200,000	195,000	210,000
18	15	220,000	210,000	230,000
19	16	240,000	230,000	250,000
20	17	260,000	250,000	270,000

1. 200,000円
2. 220,000円
3. 240,000円
4. 260,000円

## (問題 25)

(設問D) 国民年金法の産前産後の保険料の免除に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、多胎妊娠ではないものとする。

産前産後の保険料の免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から(ア)であり、この期間は(イ)とされる。産前産後の保険料の免除を受けている人は、その期間について付加保険料を(ウ)。

1. (ア) 4ヵ月間 (イ) 保険料納付済期間 (ウ) 納付することができる
2. (ア) 3ヵ月間 (イ) 保険料全額免除期間 (ウ) 納付することができる
3. (ア) 3ヵ月間 (イ) 保険料納付済期間 (ウ) 納付することができない
4. (ア) 4ヵ月間 (イ) 保険料全額免除期間 (ウ) 納付することができない

## (問題 26)

(設問E) 唐沢晃司さんは、家族4人でZ X市に居住している(同一世帯である)。以下の<唐沢家のデータ>に基づく国民年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、国民年金の被保険者となる要件を満たしているものとする。

## &lt;唐沢家のデータ&gt;

氏名	続柄	年齢	備考
唐沢 晃司	本人	45歳	・ Z A株式会社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者である。
唐沢 好美	妻	43歳	・ 専業主婦であり、晃司さんの健康保険の被扶養者となっている。
唐沢 美和	長女	20歳	・ 大学生(未婚)であり、晃司さんの健康保険の被扶養者となっている。
唐沢 幸子	母	68歳	・ 無職であり、晃司さんの健康保険の被扶養者となっている。 ・ 国民年金の保険料納付済期間は110月であり、他に保険料免除期間、合算対象期間はない。

1. 晃司さんが障害等級3級の障害の状態となり、Z A社で厚生年金保険の被保険者として働き続ける場合、障害厚生年金の受給権を取得した日に国民年金の第2号被保険者ではなくなる。
2. 晃司さんがZ A社の海外支店に赴任し、好美さんが同行する場合、好美さんは国民年金の第3号被保険者でいることはできない。
3. 美和さんは、現在、国民年金の第3号被保険者である。
4. 幸子さんは、現時点において国民年金の任意加入被保険者となることができる。

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題27）

（設問A）山岸宏明さんは、家族3人でZK市に居住している（同一世帯である）。以下の＜山岸家のデータ＞に基づく協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、被扶養者となる要件を満たしているものとする。

＜山岸家のデータ＞

氏名	続柄	年齢	備考
山岸 宏明	本人	47歳	・ ZH株式会社に勤務しており、年間収入は900万円である。 ・ 協会けんぽの被保険者である。
山岸 潤子	妻	45歳	・ 専業主婦である。
山岸 亮太	長男	19歳	・ 大学生（未婚）であり、収入はない。
山岸 幸三	父	76歳	・ ZL市に祥子さんと居住している。 ・ 無職であり、老齢基礎年金を受給している。年間収入は60万円である。
山岸 祥子	姉	50歳	・ 未婚で、幸三さんの介護をしており、パート勤務による年間収入は120万円である。

1. 潤子さんが週の所定労働時間が10時間のパートタイマーとして勤務する場合、年間収入が130万円未満であれば、被扶養者となることができる。
2. 亮太さんが海外へ留学する場合、留学期間中は被扶養者となることができない。
3. 幸三さんは、後期高齢者医療制度の被保険者であるため、被扶養者となることができない。
4. 祥子さんは、宏明さんから仕送りによる援助を年間60万円受ける場合、被扶養者となることができない。

（問題28）

（設問B）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるには、被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して6ヵ月以上被保険者であったことが必要である。
2. 任意継続被保険者の保険料は、退職前2ヵ月間の給与収入の合計額および世帯人数に応じて定められる。
3. 任意継続被保険者は、配偶者が被保険者となっている健康保険の被扶養者となるという理由で、被保険者資格を任意に喪失することができる。
4. 任意継続被保険者は、初めて納付すべき保険料を除き、正当な理由がなく保険料を納付期日までに納付しなかったときは、その翌日に被保険者資格を喪失する。

## (問題 29)

(設問C) 協会けんぽの被保険者である山田さんは、私傷病による労務不能により、2021年3月に16日間欠勤し、傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、山田さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、山田さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、欠勤日について報酬は支払われないものとする。

## &lt;資料&gt;

[山田さんの2021年3月の勤務状況]

月	火	水	木	金	土	日
1 ○出勤	2 ×欠勤	3 ×欠勤	4 ○出勤	5 ×欠勤	6 公休日	7 公休日
8 ×欠勤	9 ×欠勤	10 ×欠勤	11 ×欠勤	12 ×欠勤	13 公休日	14 公休日
15 ×欠勤	16 ×欠勤	17 ×欠勤	18 ×欠勤	19 ×欠勤	20 公休日	21 公休日
22 ×欠勤	23 ×欠勤	24 ×欠勤	25 ○出勤	26 ○出勤	27 公休日	28 公休日
29 ○出勤	30 ○出勤	31 ○出勤				

※労務不能と認められた期間：3月2日（火）～3月24日（水）

[標準報酬月額状況]

2019年3月～2020年8月の標準報酬月額：240,000円

2020年9月～2021年3月の標準報酬月額：260,000円

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式（円未満四捨五入）]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

10円未満四捨五入

1. 55,530円
2. 55,930円
3. 94,401円
4. 95,081円

(問題30)

(設問D) Y E株式会社に勤務している松尾さん(59歳)は、2021年4月から傷病手当金を受給しており、2021年8月31日にY E社を退職する予定である。松尾さんの協会けんぽの加入状況が以下のとおりである場合、傷病手当金の資格喪失後の継続給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

<松尾さんの協会けんぽの加入状況>

	Y D社	Y E社
入社日(被保険者資格取得日)	2015年4月 1日	2020年10月 1日
退職(予定)日	2020年9月30日	2021年 8月31日

※Y D社、Y E社ともに協会けんぽの適用事業所である。

1. 松尾さんに資格喪失後の継続給付による傷病手当金が支給される場合、その傷病手当金はY E社の退職日から1年6ヵ月の範囲内で支給される。
2. 松尾さんがY E社の退職日に出勤した場合、退職後に労務不能状態が続いていても、資格喪失後の継続給付による傷病手当金を受けることはできない。
3. 松尾さんが傷病手当金と同一の疾病により傷病手当金の支給額を上回る障害厚生年金を受給できる場合、資格喪失後の継続給付による傷病手当金は支給されない。
4. 松尾さんが退職後に、任意継続被保険者ではなく国民健康保険の被保険者になった場合でも、資格喪失後の継続給付による傷病手当金を受けることができる。

(問題31)

(設問E) 協会けんぽの給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 入院期間中の食費の自己負担額である食事療養標準負担額は、低所得者に対する軽減措置はない。
2. 療養費は、療養の給付等を行うことが困難であると保険者が認める場合に支給されるが、海外出張先において日本国内で保険診療として認められている治療を受けた場合も対象となる。
3. 傷病手当金と出産手当金を同時に受給できる場合、傷病手当金は支給されないが、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額に相当する傷病手当金が支給される。
4. 訪問看護療養費は、同一の疾病または負傷について、介護保険法の規定により訪問看護療養費に相当する給付を受けられる場合、支給されない。

## (問題32)

(設問F) 大場さん(35歳)は、2021年5月1日にLA病院に入院し手術を受け、同年5月9日に退院した。以下の<資料>に基づき、大場さんが2021年5月にLA病院に支払った診療費の領収書の領収額合計(ア)の金額として、正しいものはどれか。なお、LA病院には健康保険限度額適用認定証を提示しているものとし、多数回該当および入院時の食事代等、記載のない事項については考慮しないものとする。

## &lt;資料&gt;

## [大場さんのデータ]

- ・ 協会けんぽの被保険者であり、標準報酬月額は41万円である。
- ・ 2021年5月に他に医療費等はない。
- ・ 一部負担割合は、3割である。

## [LA病院に支払った診療費の領収書(一部抜粋)]

保険適用	区分	合計
	診療費	2,000,000円
保険外	区分	合計
	室料差額	200,000円
負担額	消費税	領収額合計
***円	***円	(ア)円

※問題作成の都合上、一部を「\*\*\*」にしてある。

## [70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額(抜粋)]

所得区分	自己負担限度額(月額)
標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%

1. 303,430
2. 305,430
3. 317,430
4. 319,430

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭29.4.2～昭30.4.1	—	61歳	—	60歳
昭30.4.2～昭31.4.1	—	62歳	—	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	〃	—	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,630円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 781,700\text{円} \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480\text{月}}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 390,900円

[老齢基礎年金の満額] 781,700円

[老齢基礎年金の振替加算額]（一部抜粋）

受給権者の生年月日	振替加算額
1957（昭和32）年4月2日～1958（昭和33）年4月1日	38,908円
1958（昭和33）年4月2日～1959（昭和34）年4月1日	33,060円
1959（昭和34）年4月2日～1960（昭和35）年4月1日	26,988円

(問題 3 3)

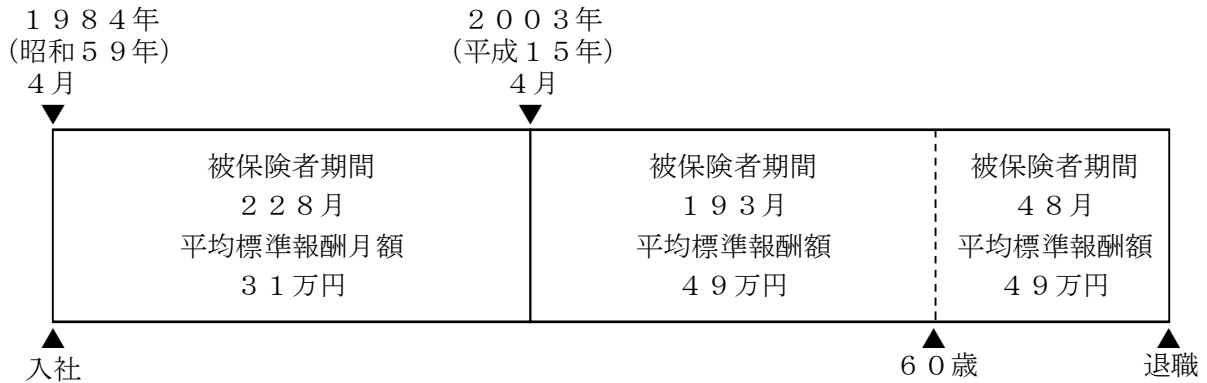
(設問A) 会社員の佐野裕司さんが64歳の誕生日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき裕司さんが退職後に受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[裕司さんのデータ]

- ・ 1959 (昭和34)年5月30日生まれ (62歳)
- ・ 大学院を修了後、1984 (昭和59)年4月にKZ株式会社に入社 (厚生年金加入) し、60歳の誕生日に定年を迎えた。以後嘱託社員として再雇用されており、64歳の誕生日まで厚生年金に加入して働く予定である。
- ・ 裕司さんは未婚であり、今後も結婚する予定はない。また、障害の状態にない。

[裕司さんの厚生年金加入歴等]



※国民年金加入歴も含め、上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 686,230円
2. 764,470円
3. 1,021,933円
4. 1,150,846円



(問題 3 4)

(設問 B) (問題 3 3) の裕司さんが 6 4 歳で会社を退職後、6 5 歳に達するまでの 1 2 ヶ月間、国民年金に任意加入して保険料を納付した場合、裕司さんが 6 5 歳から受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

1. 1, 8 0 5, 9 4 6 円
2. 1, 8 3 6, 4 6 2 円
3. 1, 9 1 5, 3 1 6 円
4. 1, 9 3 4, 8 5 9 円

(問題 3 5)

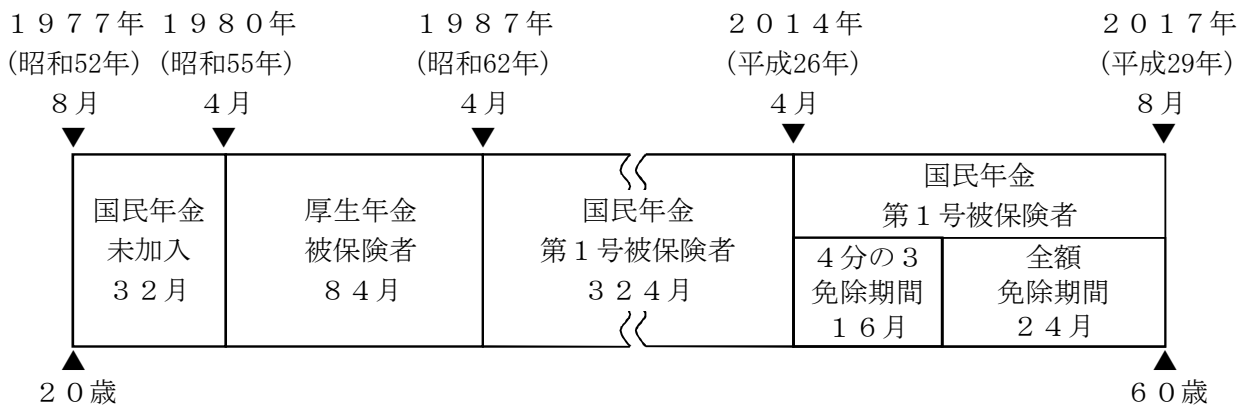
(設問 C) 以下の<資料>に基づき、成田恵子さんが 6 5 歳から受け取ることができる老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[恵子さんのデータ]

- ・ 1 9 5 7 (昭和 3 2) 年 8 月 2 0 日 生まれ (6 3 歳)、未婚である。
- ・ 1 9 7 7 (昭和 5 2) 年 8 月 から 1 9 8 0 (昭和 5 5) 年 3 月 まで は 大 学 生 であり、国民年金に任意加入していなかった。

[恵子さんの公的年金加入歴]



※恵子さんは、免除期間を除く国民年金第 1 号被保険者期間についてすべて保険料を納付しており、免除期間に係る保険料の追納および 6 0 歳以後の任意加入はしていない。

[老齢基礎年金の満額] 7 8 1, 7 0 0 円

[保険料免除期間の老齢基礎年金額への反映割合（2009<平成21>年4月分以降の免除期間）]

保険料免除期間の種類	老齢基礎年金額への反映割合
4分の1免除	免除月数×7/8
半額免除	免除月数×3/4
4分の3免除	免除月数×5/8
全額免除	免除月数×1/2

1. 700,273円
2. 706,787円
3. 752,386円
4. 758,900円

(問題36)

(設問D) 以下の<資料>の夫婦における配偶者の加給年金額と振替加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

	生年月日	年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢	60歳時における厚生年金被保険者期間
夫	1960(昭和35)年4月27日	61歳	64歳	37年
妻	1963(昭和38)年5月14日	58歳	63歳	10年

※夫婦共に厚生年金に加入しており(障害者特例および長期加入者特例に該当しない)、今後も引き続き65歳になるまで加入するものとする。

※夫婦共に老齢年金の受給資格期間を満たし、上記の支給開始年齢から老齢厚生年金を受給するものとする。

※妻は夫に生計を維持されているものとする。

1. 夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算されるのは、夫が64歳になり老齢厚生年金の受給権を取得した時である。
2. 夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合、妻が障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けることとなったときでも、加給年金額の支給は停止されない。
3. 夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合、妻が老齢基礎年金の受給権を取得した時に、妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。
4. 妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される場合、その後、離婚したときは、振替加算は加算されなくなる。

## (問題 37)

(設問 E) 会社員の平尾修一さん(63歳)は、老齢年金を繰下げ受給することを検討している。以下の<資料>に基づく、修一さんが70歳到達時に老齢年金の繰下げ受給を請求する場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

## &lt;資料&gt;

[平尾さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
平尾 修一	本人	1958(昭和33)年4月10日生まれ(63歳) 1981(昭和56)年4月にPJ株式会社に就職(厚生年金加入)し、70歳の誕生日まで厚生年金に加入して働く予定である。
平尾 雅子	妻	1964(昭和39)年4月30日生まれ(57歳) 1985(昭和60)年4月にPJ株式会社に就職(厚生年金加入)し、1992(平成4)年4月の結婚後は専業主婦である。

※平尾さん夫婦に子はいない。

※平尾さん夫婦は障害の状態ではない。

1. 修一さんが70歳到達時に老齢厚生年金の繰下げ受給を請求する場合、加給年金額は増額される。
2. 修一さんが70歳到達時に老齢厚生年金の繰下げ受給を請求する場合、老齢基礎年金も70歳到達時に繰下げ受給を請求しなければならない。
3. 修一さんが70歳到達時に老齢厚生年金の繰下げ受給を請求する場合、その年金額は在職老齢年金制度が適用されたときの支給停止額を除く部分が増額される。
4. 修一さんが70歳到達時に老齢厚生年金の繰下げ受給を請求し、受給開始後の71歳の時に死亡した場合、雅子さんが受給する遺族厚生年金の額は、繰下げ受給により増額された老齢厚生年金の額に4分の3を乗じた額となる。

(問題38)

(設問F) LB株式会社に勤務している神野靖さんは、事故によって障害の状態となり、障害等級2級の認定を受け、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づく、靖さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

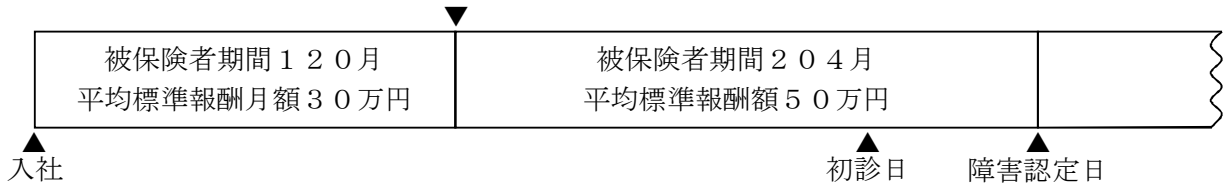
<資料>

[靖さんのデータ]

- ・ 1970 (昭和45)年7月1日生まれ (50歳)
- ・ 妻 (48歳)、長女 (21歳) および長男 (15歳) と同居しており、いずれの人も靖さんに生計を維持されている。
- ・ 妻および長男は障害者ではないが、長女は障害等級2級の認定を受けている。

[靖さんの厚生年金加入歴等]

2003 (平成15)年4月



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[配偶者の加給年金額]

224,900円

[障害基礎年金 (2級) の年金額]

781,700円

[子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 224,900円

- |           |            |        |            |
|-----------|------------|--------|------------|
| 1. 障害基礎年金 | 1,006,600円 | 障害厚生年金 | 815,562円   |
| 2. 障害基礎年金 | 1,006,600円 | 障害厚生年金 | 1,040,462円 |
| 3. 障害基礎年金 | 1,231,500円 | 障害厚生年金 | 815,562円   |
| 4. 障害基礎年金 | 1,231,500円 | 障害厚生年金 | 1,040,462円 |

(問題 39)

(設問G) KB株式会社に勤務していた青野弘明さんは、2021年4月3日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、弘明さんが死亡した時点で妻の昌代さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。

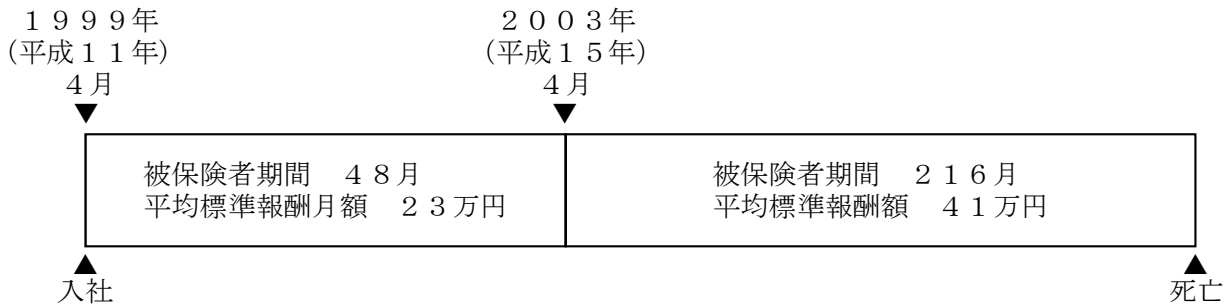
<資料>

[青野さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
青野 弘明	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976 (昭和51)年7月29日生まれ (死亡当時44歳)</li> <li>20歳から大学を卒業する22歳まで国民年金に加入し、保険料を納付していた。</li> <li>大学卒業後死亡するまでKB社に勤務し、厚生年金に加入していた。</li> </ul>
青野 昌代	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1977 (昭和52)年3月25日生まれ (44歳)</li> <li>23歳の時に弘明さんと結婚し、以後専業主婦であった。</li> </ul>
青野 美奈	長女	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001 (平成13)年3月7日生まれ (20歳・大学生)</li> </ul>
青野 佳奈	二女	<ul style="list-style-type: none"> <li>2006 (平成18)年10月4日生まれ (14歳・中学生)</li> </ul>

※妻、長女および二女は障害者ではなく、いずれの人も弘明さんに生計を維持されていた。

[弘明さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額]

586,300円

[遺族基礎年金の額]

781,700円

[子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 224,900円

1. 1,429,643円

2. 1,487,331円

3. 1,654,543円

4. 1,712,231円

(問題40)

(設問H) 国民年金法の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載以外の受給要件は満たしているものとする。

1. 寡婦年金は、事実上の婚姻関係が10年以上継続していたとしても、法律上の婚姻関係が10年以上継続していなければ、受給することができない。
2. 寡婦年金の受給権は、受給権者が繰上げ受給の老齢基礎年金の受給権を取得しても、消滅しない。
3. 死亡した夫が付加保険料を3年以上納付している場合、妻が受給する寡婦年金の額に一定額が加算される。
4. 死亡一時金を受給できる遺族は、死亡当時、死亡した人と生計を同じくしていた一定の人であり、遺族の収入に係る要件はない。

## 問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題41)

(設問A) 確定拠出年金法の中小事業主掛金納付制度 (i D e C o +) に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 中小事業主掛金納付制度を実施できるのは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金のいずれも実施していない第1号厚生年金被保険者である従業員数が300人以下の事業主である。
2. 加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下でなければならない。
3. 事業主掛金は、加入者掛金を上回ってはならないとされている。
4. 加入者掛金は、所得税の計算上、小規模企業共済等掛金控除として全額を加入者の所得から控除することができる。

## (問題42)

(設問B) 国民年金の第1号被保険者である川久保さん(36歳3ヵ月)は、老後の年金が老齢基礎年金だけであることを不安に感じており、国民年金基金への加入を検討している。川久保さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点で受給することができる年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

## &lt;資料&gt;

## [給付の型と加入口数]

給付の型		加入口数	受給年金額(1口当たり)		給付の内容
1口目	A型	1口	15,000円	65歳～終身	15年保証期間付
2口目以降	A型	1口	5,000円	65歳～終身	15年保証期間付
	I型	1口	5,000円	65歳～80歳	15年確定年金

## [加算額の計算]

50歳未満の人が誕生月以外に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じた額が年金額に加算される。

加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額			
	1口目の年金		2口目以降の年金	
36歳	1口	771円	1口当たり	257円
37歳	1口	801円	1口当たり	267円

1. 300,000円
2. 309,300円
3. 311,600円
4. 312,000円

## (問題43)

(設問C) 小規模企業共済制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 個人事業主が加入資格を満たしている場合、その事業の経営に携わる共同経営者も、個人事業主1人につき2人まで加入することができる。
2. 個人事業者である共済契約者の掛金は、所得税の計算上、事業所得の必要経費に算入することができる。
3. 掛金の納付方法は、月払い、半年払い、年払いから選択することができるが、前納制度はない。
4. 共済金の一括受取りと分割受取りを併用するには、共済金額が200万円以上でなければならない。

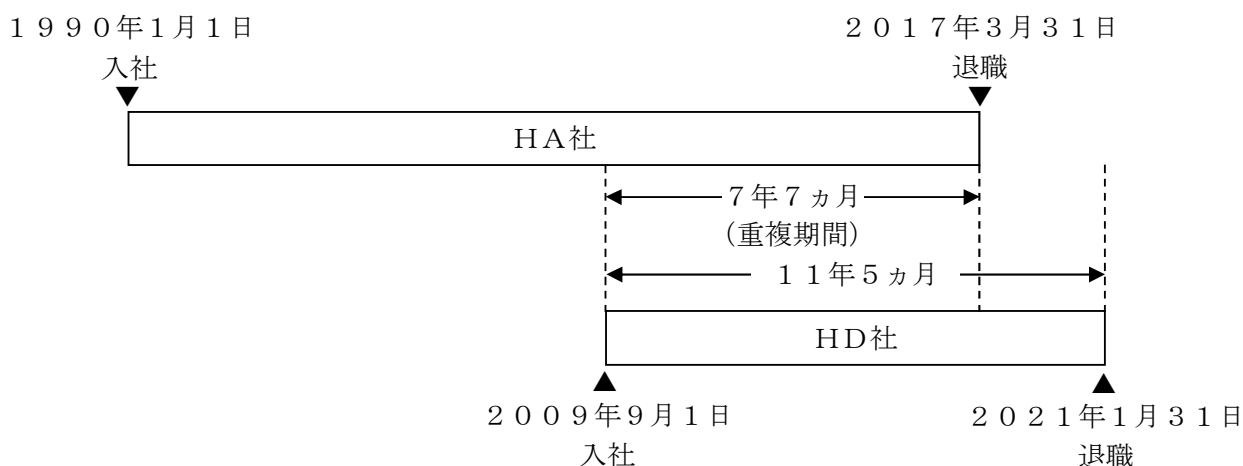


(問題 4 4)

(設問D) 藤原さんは、2017年3月31日にHA社を退職して退職一時金を受け取り、2021年1月31日にHD社を退職して退職一時金を受け取った。以下の<資料>に基づき、藤原さんがHD社から受け取った退職一時金に係る所得税の計算上、退職所得控除額として、正しいものはどれか。

<資料>

[藤原さんの勤続期間等]



- ・ 特定役員退職手当等に該当するものではない。
- ・ 障害者になったことに基因する退職ではない。
- ・ 退職所得に関する手続きについては適正に行われている。
- ・ HA社より支給された退職一時金の額は、HA社の勤続年数に対応する退職所得控除額以上であった。

[HD社の退職一時金に係る退職所得控除額の計算]

その年に支給された退職手当とその年の前年以前4年以内に支給された退職手当の計算の基礎としたそれぞれの勤続期間に重複している期間があるときは、その重複期間に対応する退職所得控除額を控除してその年の退職所得控除額を算出する。従って、藤原さんの退職所得控除額は以下の計算式により算出する。

$$\text{退職所得控除額} = (\text{イ}) - (\text{ロ})$$

(イ) HD社の勤続期間に対応する退職所得控除額

(ロ) HA社の勤続期間とHD社の勤続期間が重複している期間（1年未満の端数切捨て）に対応する退職所得控除額

1. 80万円
2. 120万円
3. 160万円
4. 200万円



問10

中小法人の資金計画等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題45)

(設問A) 以下の<資料>に基づく、LC株式会社の資金繰りに関する下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。

<資料>

[LC社の売上と仕入の実績]

	2月	3月	4月	5月
現金売上	700万円	600万円	800万円	400万円
掛売上	2,500万円	2,200万円	2,400万円	1,800万円
掛仕入	2,200万円	1,800万円	2,100万円	1,600万円

[LC社の取引条件]

- 売上は現金売上および掛売上によるものとし、仕入はすべて掛仕入とする。
- 掛売上の回収
  - ・売上の翌月末日に、代金の6割を現金で受け取り、4割を手形で受け取るものとする。
  - ・手形の振出日から支払期日までの期間は1ヵ月であり、期日に決済されるものとする。
- 掛仕入の支払
  - ・仕入の翌々月末日に、代金の5割を現金で支払い、5割を手形で支払うものとする。
  - ・手形の振出日から支払期日までの期間は2ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

[LC社の資金繰り表(一部)]

	4月末日	5月末日
現金残高	500万円	(ア)万円

※現金残高の計算は、上記の取引のみを考慮するものとする。

1. 1,220
2. 1,440
3. 2,170
4. 2,320

## (問題 4 6)

(設問B) 中小企業倒産防止共済法に基づく中小企業倒産防止共済制度(以下「経営セーフティ共済」という)は、中小企業の取引先事業者が倒産したことによる連鎖倒産を防ぐことを目的に創設され、倒産した取引先事業者に対する売掛金債権等の回収が困難となった場合に、共済金の借入れを受けることができる制度である。この制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 経営セーフティ共済に加入するためには、(ア)以上、継続して事業を行っていないならない。
- ・ 掛金月額は、5,000円から(イ)までの範囲で、5,000円単位で自由に選択することができる。
- ・ 共済金の借入限度額は、被害額(回収が困難となった売掛金債権等)または掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額となる。借入額は原則として、50万円から(ウ)で5万円単位の額となる。

- |            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 1. (ア) 6ヵ月 | (イ) 10万円 | (ウ) 8,000万円 |
| 2. (ア) 6ヵ月 | (イ) 20万円 | (ウ) 5,000万円 |
| 3. (ア) 1年  | (イ) 10万円 | (ウ) 5,000万円 |
| 4. (ア) 1年  | (イ) 20万円 | (ウ) 8,000万円 |

問 1 1

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 荒木義弘さんは、公証役場に出向き、以下の<条件>に基づいて、公正証書遺言1通を作成するつもりである。<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 荒木さんの妻はすでに死亡しており、荒木さんの相続人は長男および二男の2人である。
- ・ 荒木さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は3,500万円である。
- ・ 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- ・ 長男と二男が取得する財産の相続税評価額の総額が同じになるように現金を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は指定しない。

[遺産分割とその価額]

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を 基にした評価額	相続税評価額
長男	甲宅地	2,500万円	2,800万円
	甲宅地上の建物	1,400万円	1,400万円
	現金	—	****万円
二男	乙宅地	2,400万円	2,900万円
	現金	—	****万円
合計		—	10,600万円

※問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*\*」にしてある。

## ＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5,000万円までごとに 13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに 11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5,000万円までごとに 8,000円を加算

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

1. 58,000円
2. 69,000円
3. 83,000円
4. 86,000円

**(問題 48)**

(設問B) 民法の委任契約の規定に基づく死後事務委任契約および成年後見制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 死後事務委任契約は、葬儀や埋葬などに関する連絡事務や生活用品の整理および処分に関する事務について定めることができる。
2. 死後事務委任契約は、本人と受任者との間で公正証書による契約が義務付けられている。
3. 成年後見人は財産に関する法律行為について成年被後見人を代理するため、家庭裁判所の許可を得ることなく、成年被後見人の居住用建物または敷地を売却することができる。
4. 成年後見人は、その事務を行うに当たり必要なときは、家庭裁判所の審判を得て成年被後見人宛の郵便物の転送を受けることができるが、その期間は1年が限度とされている。

**(問題 49)**

(設問C) 各都道府県の社会福祉協議会が行っている「不動産担保型生活資金貸付制度（要保護世帯向けを除く）」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 担保となる居住用不動産は、原則として借入申込者が単独で所有するものでなければならない。
2. 担保となる居住用不動産に、賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていないことが貸付けの条件である。
3. 借入申込者の属する世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であることが貸付けの条件である。
4. 貸付金額は、月額50万円以内とされている。

## (問題50)

(設問D) 介護保険法に基づく介護施設および介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 介護医療院の入所対象者は、要介護1以上の介護認定を受けている人に限られており、要支援の人は入所することができない。
2. 介護老人保健施設（老健）の入所対象者は、要介護1以上の介護認定を受けている人に限られており、要支援の人は入所することができない。
3. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所対象者は、要介護1以上の介護認定を受けている人に限られているが、要支援2の人であっても、介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所することができる。
4. グループホームの入所対象者は、要支援2または要介護1以上の介護認定を受けている人に限られており、要支援1の人は入所することができない。